

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路 12 儲かる農林業の推進

■強みを生かした収益力ある農業の確立



1 特定家畜伝染病防疫体制の強化



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 畜産安全課

◆提案・要望

- (1) 海外で発生している家畜伝染病の国内への侵入を防ぐため、入国者に対する手荷物や郵便物の検査等の水際対策を強化すること。また、海外からの肉製品の持込みの禁止等に関する啓発や不正持込みへの罰則等の適用を徹底すること。
- (2) アフリカ豚熱や豚熱における野生いのしし対策については、国主導の省庁横断的連携の更なる強化とともに、都道府県における対策への財政的及び技術的支援を拡充すること。
- (3) 畜産農家に飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上への取組に対する財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ アフターコロナに伴うインバウンドの回復により、訪日外国人旅行者が急増している状況にあることから、我が国への家畜伝染病の侵入リスクの増大に対応するために、検疫官及び検疫探知犬の配備について、一層の体制強化が必要である。
- ・ また、令和2年7月から畜産物の不正な持ち込みなど輸出入検疫の罰則が強化されたが、罰則適用の徹底により更に抑止力を働かせることが必要である。
- ・ また、アフリカ豚熱は世界で感染が拡大しており、特に韓国では、飼養豚での発生が続いており、我が国への侵入リスクが高まっている。
- ・ アフリカ豚熱や豚熱については野生いのししへの対策が必須であり、特にアフリカ豚熱については、都道府県のみならず、市町村や関係団体の協力も得て、多岐にわたる関係者の連携体制整備が必要であることから、国の財政的及び技術的な支援が不可欠である。
- ・ 畜産農家は、飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として義務付けられており、県は飼養衛生管理基準の遵守について指導しているが、県内での発生を防止するためには引き続きの徹底指導及び支援が必要である。

2 高病原性鳥インフルエンザワクチンの開発



要望先：農林水産省
県担当課：畜産安全課

◆提案・要望

全国的な高病原性鳥インフルエンザの感染拡大への対策として、感染防御効果があるワクチンの開発を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザの感染拡大が問題となっており、我が国でも、令和2年度以降、毎シーズン国内発生が確認されている状況にある。
- ・ 令和6－7年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生は、14道県51事例が確認されており約932万羽の家さんが殺処分されている（令和7年2月26日時点）。
- ・ 特に千葉県、愛知県、岩手県では令和7年1月以降に連続した発生がみられ、防疫対策の基本である飼養衛生管理基準の遵守徹底や早期摘発淘汰等のこれまでの対応では限界が生じている状況にある。
- ・ 生産者からは特定家畜伝染病防疫指針に定められた発生時におけるまん延防止のためのワクチン接種を希望する声が寄せられている。
- ・ しかし、現行の国備蓄ワクチンは感染を100%防御するものではなく、臨床症状を示さない不顕性感染の拡大を招くおそれがある。
- ・ そこで、感染防御効果があり、かつ野外ウイルス株との識別が可能なワクチンを開発していただきたい。

3 輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実



要望先：農林水産省
県担当課：畜産安全課

◆提案・要望

輸入粗飼料についても、価格安定制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 畜産物の生産コストのうち、飼料費は概ね5割程度を占めており、畜産農家の収益を大きく左右する。
- ・ 現在、輸入粗飼料価格が高騰・高止まりしており、本県の畜産経営の安定に大きな影響が生じている。
- ・ 配合飼料価格の急激な高騰に対しては、その影響を緩和するために「配合飼料価格安定制度」が準備されているが、輸入粗飼料については、価格安定制度そのものが準備されておらず、都市近郊で粗飼料の生産拡大に限界がある本県では、粗飼料を多給する酪農や肉用牛経営の収益を悪化させている。
- ・ このため、本県の畜産経営安定のためには、輸入粗飼料の価格安定制度の設立が必要である。

4 食料安全保障の強化【新規】



要望先：農林水産省
県担当課：農業政策課

◆提案・要望

- (1) 食料安全保障の強化に向けた対策を行えるよう、適切な政策の確立や必要な予算を確保すること。
- (2) 農作物全般の適正な価格形成・取引の実現のために、仕組みの早期具体化を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 食料及び農業資材の海外依存や、農業者の急減、生産コストの増加等により、日本の食料システムはその持続性に課題を抱えている。
- ・ 食料・農業・農村基本法の改正により、新たに食料安全保障の確保が規定された。
- ・ その実現のためには、生産性向上等に向けた施策の具体化や農林水産関係予算の確保が不可欠である。
- ・ また、同法において「需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない」と明記された。
- ・ 適正価格の形成に係る仕組みについては、2025年の通常国会への法案成立に向けて議論が行われているが、対象品目など、具体の部分については不明な点が多い。
- ・ 持続可能な食料供給に向けて、生産から流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性を確保するためには、仕組みの早期具体化が必要不可欠である。

5 農地の相続税納税猶予制度の見直し【新規】



要望先：国税庁、農林水産省
県担当課：農業政策課

◆提案・要望

- (1) 農地の相続税の法定納期限について、相続の開始があったことを知った日の翌日から12か月目の日までに見直すこと。
- (2) 農業相続人が農地を相続した場合の相続税納税猶予制度に関して、市街化区域内の生産緑地地区内における相続税納税猶予の対象となる農地の免除要件を終身農地利用から営農を20年継続した場合に見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 農地を農業目的で使用している限りにおいては到底成立し得ない高い評価額により相続税が課税されると、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じたことから、自ら農業経営を継続する相続人（農業相続人）を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が昭和50年度に創設された。
- ・ 当該制度は適宜改正され、現在、市街化区域内の農地に係る相続税は、生産緑地地区内とそれ以外の農地の区分などに応じて、免除要件が異なる仕組みとなっており、生産緑地地区内の農地については、農地を終身利用した場合に納税が免除される。
- ・ しかし、事業の将来性や農業相続人の健康状態など、経営継承に向けた課題がある中で、農地を終身にわたり利用しなければならないという要件自体が、納税猶予制度の利用を躊躇する要因となっているおそれがある。
- ・ また、農地の終身利用に関して検討に時間を要するとともに、生産緑地地区に指定されている農地は、一般的な相続手続きに加えて生産緑地地区に係る事務手続きを行う必要があることから、10か月という法定納期限内に手続きを終えることが困難、との農業者の声がある。
- ・ これらを理由として納税猶予制度の利用を躊躇する結果、農業経営を縮小または廃業し、市街化区域内の生産緑地地区内の農地が減少している、との農業者の声もある。
- ・ 市街化区域内の生産緑地地区内の農業相続人ほど、納税猶予の適用を受けられるか否かによって、農業経営の維持に大きく影響する状況にあり、納税猶予の適用を円滑に受けられることが、都市農業の安定的な継続に資するものと考える。
- ・ 都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として、計画的に農地を保全するため、生産緑地地区内の農地の納税猶予制度の見直しが必要と考える。

■林業の生産性向上と県産木材の利用拡大



1 森林整備法人への支援の充実・強化【一部新規】



要望先 : 総務省、財務省、農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、無利子化を含む償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化、不採算林の解約に伴う債務の軽減など、資金制度の充実を図ること。
- (3) 県の貸付金を無利子化した際の特別交付税措置の引上げなど、県の財政負担の軽減を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和5年度末までに県内全域で3,289ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)と県からの借入金で賄っており、令和5年度末の借入金残高は約210億に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規県貸付金の無利子化や、平成22年度において昭和59年度から平成9年度まで、令和6年度において平成10年度から平成18年度までの既往県貸付金の発生利息を無利子化としたほか、公庫への利払いに係る利子補給、不採算林の解約・繰り上げ償還に係る補助など経営改善への取組を支援しているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。

2 公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施



要望先：財務省、農林水産省、林野庁
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」(令和7年度事業名「林業・木材産業循環成長対策交付金」)は、平成27年度まで2分の1であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ 平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。
- ・ 公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。

◆参考

○林業・木材産業循環成長対策交付金

令和5年度要望状況(埼玉県)

要望額 283,170 千円

採択額 179,310 千円

令和6年度要望状況(埼玉県)

要望額 24,659 千円

採択額 24,659 千円

(注) 補助金額

○公共建築物の木造・木質化

公共建築物木造率(令和5年度)

全国平均 14.8%

埼玉県 12.7%

千葉県 15.0%

東京都 2.6%

神奈川県 10.1%

3 全国活樹祭の開催【新規】



要望先：内閣官房、農林水産省、林野庁
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

豊富な森林資源を活用し、木材の使用・森林の利用という新たなテーマに主眼を置いた活樹運動を国民運動として発展させるため、全国活樹祭の開催を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の森林資源は、統計開始以降最も充実した森林蓄積量を有している。森林面積のうち、国有林を除く89%が県や市町村、個人や法人が所有する民有林であるが、その蓄積量は、昭和25年度の840万立方メートルから令和4年度には3,304万立方メートルへと約4倍に増加している。そして、民有林面積のうち、5割強がスギやヒノキなどを植栽した人工林であるが、木材として利用できる46年生以上が、そのうちおよそ8割を占めている。
- ・ このように、木材として利用できる森林資源が充実しているものの、年間の木材としての供給量は令和5年度実績で8.4万立方メートルと、46年生以上の森林蓄積量3,069万立方メートルの僅か0.3%に留まっており、成長した木が有効活用されていないことが課題となっている。このことは、本県に限らず、全国共通の課題である。
- ・ 森林は、木材等の生産に加え、水害・土砂災害の防止、生物多様性の保全及び二酸化炭素の吸収など公益的機能を有している。これらの機能を最大限発揮するためには、「伐って・使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを回していくことが重要である。
- ・ そのためには、木材の大消費地である都市部の住民が、森林の多面的機能の重要性や国産木材を利用する意義を理解し、森林地域に関心を持つことが、国産木材の積極的な利用につながる。
- ・ 全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として毎年開催されており、当初は戦中・戦後の乱伐で荒廃した森林の復興を目的とした緑化運動の一環であったが、森林資源が充実した現在では、森林や緑に対する国民理解を深めることに主眼が置かれてきた。また、全国育樹祭も毎年開催されており、森林の保全意識を高める役割を担ってきた。
- ・ 全国植樹祭及び全国育樹祭が担ってきた森林資源の造成や国土・自然環境の保全に加え、豊富な森林資源をどのように活用していくかという課題に対応するため、新たに全国活樹祭を開催し、「木材の使用・森林の利用」という新たなテーマで全国に発信し、国民の機運醸成を図るべきである。